行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 福祉部  　子ども家庭局 | 行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に令和６年度分の年間使用料が納付されていなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 使用目的 | 使用許可期間 | 許可数量 | 年間使用料 | 納付日 | | 電力供給 | 令和５年４月１日から  令和10年３月31日まで | 電柱１本 | 1,700円 | 令和６年４月15日 | | 電気通信ケーブル設置 | 令和５年４月１日から  令和10年３月31日まで | 電柱１本 | 1,500円 | 令和６年４月10日 | | 検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【行政財産使用料条例】  （納付の時期）  第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。（以下略） | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年６月３日から同年７月１日まで）